



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第37号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(26)(環境政策課).....	2
	と畜場法施行細則の一部を改正する規則(27)(県民生活課).....	3
	旅館業法施行細則の一部を改正する規則(28)().....	4
	鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則(29)().....	8
	鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(30)().....	11
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(31) (住宅環境課).....	12

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 特別地区内において許可等を要しない行為に信書便差出箱を改築し、又は増築することを加えることとした。(別表第2関係)
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

- 1 と畜場の構造設備の基準を廃止することとした。(旧第4条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業の施設の構造設備の基準を廃止することとした。(旧第2条～旧第6条関係)
- 2 営業者の遵守事項を廃止することとした。(旧第12条関係)
- 3 手数料の減免を行うことができる場合を、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないとし事が認めるとき(現行 国又は地方公共団体が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき等)とすることとした。(旧第13条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県理容師法施行細則の一部改正
 - (1) 理容所以外における営業の特例に関する規定を削ることとした。(旧第3条、別表関係)
 - (2) 料金表並びに休日及び従業時間を記載した書面の理容所内における掲示義務を廃止することとした。(旧第7条関係)

2 鳥取県美容師法施行細則の一部改正

美容所以外における営業の特例及び料金表等の掲示義務について、1と同様の措置を講ずることとした。
(旧第3条、旧第7条、別表関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

1 手数料の減免を行うことができる場合を、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないときと知事が認めるとき(現行 国又は地方公共団体が公衆浴場に係る業の許可を受けるとき等)とすることとした。(第5条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 入居申込書に添付しなければならない書類から源泉徴収票、給与支給証明書その他収入を証明する書類を除くこととした。(第2条関係)

2 県営住宅入居申込書について性別の記載を不要とする等の改正を行うこととした。(様式第1号関係)

3 入居決定通知書に係る条件について敷金の納付及び請書の提出に係る期限を入居可能日(現行 入居する前日)とする等の改正を行うこととした。(様式第6号関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第26号

鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第17条、第19条、第31条関係) (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することで あって次に掲げるもの ア~ソ 略 タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、 <u>信書便差出箱</u> 、公	別表第2(第17条、第19条、第31条関係) (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することで あって次に掲げるもの ア~ソ 略 タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は

衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ～ネ 略
 (2)～(10) 略

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ～ネ 略
 (2)～(10) 略

附 則
 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第27号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(と畜場使用料及びと殺解体料認可の申請) 第4条 略</p> <p>(自家用と殺の届出) 第5条 略</p> <p>(と畜場外と殺の許可の申請) 第6条 略</p> <p>(検査の申請)</p>	<p>(と畜場の構造設備の基準) 第4条 <u>政令第1条第11号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>と畜場の周囲には、外部から見透しのきかないように塀を設けること。</u></p> <p>(2) <u>けい留所及び便所を、処理室から適当な距離に設け、便所には流水式手洗装置及び防蚤防虫設備をすること。</u></p> <p>(3) <u>従業員室を設けること。</u></p> <p>(と畜場使用料及びと殺解体料認可の申請) 第5条 略</p> <p>(自家用と殺の届出) 第6条 略</p> <p>(と畜場外と殺の許可の申請) 第7条 略</p> <p>(検査の申請)</p>

第7条 略

(と畜場番号)

第8条 略

(書類の經由)

第9条 略

様式第3号(第4条関係) 略

様式第4号(第4条関係) 略

様式第5号(第4条関係) 略

様式第6号(第5条関係) 略

様式第7号(第6条関係) 略

様式第8号(第7条関係) 略

第8条 略

(と畜場番号)

第9条 略

(書類の經由)

第10条 略

様式第3号(第5条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第5条関係) 略

様式第6号(第6条関係) 略

様式第7号(第7条関係) 略

様式第8号(第8条関係) 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第28号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和33年鳥取県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項等並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(規則の趣旨)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関しては、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(規則の趣旨)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関しては、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年10月鳥取県条例第43号。以下「条例」という。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公室及び食堂を有すること。</p> <p>(2) 寝具を収納する設備を有すること。</p> <p>(3) 寝具は定員以上備え、宿泊者の需要をじゅうぶん満たすものであること。</p> <p>(4) 浴室には使用者ごとに用水をとり替えることのできる浴そうを設け、適当な広さの脱衣場を設けること。</p> <p>(旅館営業施設の構造設備の基準)</p> <p>第3条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室、廊下等の境は、壁、板戸、ふすまその他これに類するものを用いて区画すること。</p> <p>(2) 客室には小机及び暖房用の火ばち等の設備を有すること。</p> <p>(3) 寝具は定員以上備え、宿泊者の需要をじゅうぶん満たすものであること。</p> <p>(4) 寝具類を収納する設備を有すること。</p> <p>(5) 浴場を設ける場合は、適当な広さの脱衣場を設けること。</p> <p>(簡易宿所営業施設の構造設備の基準)</p> <p>第4条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室の床面積は、4.5平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</p> <p>(3) 前条の基準は、簡易宿所営業の施設の構造設備について準用する。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第5条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 客室の床面積は、おおむね6.5平方メートル以上とすること。</p>

(営業許可申請)

第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第1号により申請書を作成し、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(営業許可証の交付)

第3条 知事は、旅館業の営業の許可を与えたときは、様式第2号による許可証を交付する。

(営業者地位承継承認申請書の様式)

第4条 省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、様式第3号により作成して、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(申請書に記載した事項の変更等の届出)

第5条 省令第4条の規定による届出書は、様式第4号により作成して、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

3 営業廃止の場合には、第1項の届出書に第3条の許可証を添えなければならない。

(緩和申請)

第6条 条例第5条第2項の規定による基準緩和の申請は、様式第5号により、所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(宿泊者名簿)

第7条 略

(2) 客室には押入れを有すること。

(施設基準の特例等)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、前4条に規定するもののほか、施設について特別の事項を命じ、又は土地の状況若しくは業種により、公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その基準を緩和することができる。

(営業許可申請)

第7条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第1号により申請書2通を作製し、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、営業施設を新たに建築する場合には、工事着手前に、既設の建物を転用する場合には、営業開始前に提出しなければならない。

(営業許可証の交付)

第8条 知事は、旅館営業の許可を与えたときは、様式第2号による許可証を交付する。

(営業者地位承継承認申請書の様式)

第8条の2 省令第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、様式第3号により2部作製して、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

(申請書に記載した事項の変更等の届出)

第9条 省令第4条の規定による届出書は、様式第4号により2部作製して、所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

3 営業廃止の場合には、第1項の届出書に第8条の許可証を添えなければならない。

(緩和申請)

第10条 条例第8条第2項の規定による基準緩和の申請は、様式第5号により、所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。

(宿泊者名簿)

第11条 略

(営業者の遵守事項)

第12条 営業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 客室の入口には、室名又は室番号及び収容定員を表示しておくこと。

(手数料の減免)

第8条 条例第9条の規定による手数料の減免は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないときと知事が認めるときに行うものとする。

様式第1号(第2条関係) 略

様式第2号(第3条関係) 略

様式第3号(第4条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第6条関係)

鳥取県旅館業法施行条例第5条による緩和申請書

職 氏名 様
旅館業営業の施設基準の緩和を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
生年月日
電話番号

略

様式第6号(第7条関係)

(1) 略

(2) 客の見やすいところに所定の宿泊料を表示しておくこと。

(3) 帳場には、様式第7号による営業従事者名簿を備えつけておくこと。

(4) 従業者には、年1回以上知事の定める健康診断を受けさせること。

(手数料の減免)

第13条 条例第12条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。

(2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が旅館営業の許可又は営業者の地位の承継の承認を受けるとき。

2 前項第2号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。

様式第1号(第7条関係) 略

様式第2号(第8条関係) 略

様式第3号(第8条の2関係) 略

様式第4号(第9条関係) 略

様式第5号(第10条関係)

鳥取県旅館業法施行条例第8条による緩和申請書

職 氏名 様
旅館業営業の施設基準の緩和を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
生年月日
電話番号

略

様式第6号(第11条関係)

(1) 略

(2) 内容

宿泊者名簿

到着年 月日	出発年 月日	住所	氏名	職業

(2) 内容

宿泊者名簿

到着年 月日	出発年 月日	住所	氏名	年齢	職業

様式第7号(第12条関係)

営業者名簿

氏名	生年 月日	就業年 月日	退職年 月日	備考

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第29号

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県理容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「削除別表」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条並びに削除別表を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)、理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)及び理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)</p>

(理容所開設届出書の様式)

第3条 略

(理容所開設届出事項変更届出書の様式)

第4条 略

(理容所の廃止届出書)

第5条 略

(免許証等の掲示)

第6条 理容所の開設者は、理容師免許証又は理容師免許証明書及び法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類を理容所内に掲示しなければならない。

(理容所開設者地位承継届出書の様式)

第7条 略

(書類の経由)

第8条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。

様式第2号(第3条関係) 略

様式第3号(第4条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第7条関係) 略

の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理容所以外における営業の特例)

第3条 政令第3条第3号に規定する知事が特別の事情があるものとして定める場合は、別表のとおりとする。

(理容所開設届出書の様式)

第4条 略

(理容所開設届出事項変更届出書の様式)

第5条 略

(理容所の廃止届出書)

第6条 略

(免許証等の掲示)

第7条 理容所の開設者は、理容師免許証又は理容師免許証明書、法第11条の2に規定する確認を受けたことを証する書類、料金表並びに休日及び従業時間を記載した書面を理容所内に掲示しなければならない。

(理容所開設者地位承継届出書の様式)

第8条 略

(書類の経由)

第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。

別表(第3条関係)

- 1 刑務所、警察留置場、拘置所その他人を監禁する目的を有する施設に出張して業を行う場合
- 2 老人ホーム、養護施設その他人を収容して保護する目的を有する施設に出張して業を行う場合
- 3 前2号に掲げる場合に準ずるものとして知事の承認を得た場合

様式第2号(第4条関係) 略

様式第3号(第5条関係) 略

様式第4号(第6条関係) 略

様式第5号(第8条関係) 略

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行細則(昭和61年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する

同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「削除別表」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条並びに削除別表を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第3条 略</p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第4条 略</p> <p>(美容所の廃止届出書)</p> <p>第5条 略</p> <p>(免許証等の掲示)</p> <p>第6条 美容所の開設者は、美容師免許証又は美容師免許証明書及び法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類を美容所内に掲示しなければならない。</p> <p>(美容所開設者地位承継届出書の様式)</p> <p>第7条 略</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第8条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）<u>美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）</u>及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(美容所以外における営業の特例)</p> <p>第3条 <u>政令第3条第3号に規定する知事が特別の事情があるものとして定める場合は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(美容所開設届出書の様式)</p> <p>第4条 略</p> <p>(美容所開設届出事項変更届出書の様式)</p> <p>第5条 略</p> <p>(美容所の廃止届出書)</p> <p>第6条 略</p> <p>(免許証等の掲示)</p> <p>第7条 美容所の開設者は、美容師免許証又は美容師免許証明書、<u>法第12条に規定する確認を受けたことを証する書類、料金表並びに休日及び従業時間を記載した書面</u>を美容所内に掲示しなければならない。</p> <p>(美容所開設者地位承継届出書の様式)</p> <p>第8条 略</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>刑務所、警察留置場、拘置所その他人を監禁する目的を有する施設に出張して業を行う場合</u> 2 <u>老人ホーム、養護施設その他人を収容して保護す</u>

様式第2号(第3条関係)

美容所開設届

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

美容所	名 称	
	所在地	
略		

注 略

添付書類 略

様式第3号(第4条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第7条関係) 略

る目的を有する施設に出張して業を行う場合

3 前2号に掲げる場合に準ずるものとして知事の承認を得た場合

様式第2号(第4条関係)

美容所開設届

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 様

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号

理容所	名 称	
	所在地	
略		

注 略

添付書類 略

様式第3号(第5条関係) 略

様式第4号(第6条関係) 略

様式第5号(第8条関係) 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第30号

鳥取県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県公衆浴場法施行細則（昭和61年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の減免）</p> <p>第 5 条 条例第 8 条の規定による手数料の減免は、<u>災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でない</u>と知事が認めるときに行うものとする。</p> <p>様式第 2 号（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">浴場業承継届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>相続（合併・分割）により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第 2 条第 1 項（<u>第 3 条第 1 項・第 3 条の 2 第 1 項</u>）の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>添付書類 略</p>	<p>（手数料の減免）</p> <p>第 5 条 条例第 8 条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>（ 1 ） 国又は地方公共団体が法第 2 条第 1 項の許可を受けるとき。</p> <p>（ 2 ） 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第 2 条第 1 項の許可を受けるとき。</p> <p>2 前項第 2 号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免を必要とする事情があることを証する市町村長、民生委員その他これらに準ずる者の証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>様式第 2 号（第 3 条関係）</p> <p style="text-align: center;">浴場業承継届出書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>相続（合併・分割）により営業者の地位を承継したので、公衆浴場法施行規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>添付書類 略</p>

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（家賃の納付の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 家賃を口座振替の方法又は自動払込みの方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替（自動払込み）依頼書（様式第10号の7）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書（様式第10号の8）を知事に、それぞれ、提出しなければならない。</p> <p>様式第6号（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅入居決定通知書 第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付で申込みされた県営住宅については、下記のとおり入居を決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書、<u>源泉徴収票、給与支給証明書</u>その他収入を証明する書類</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（家賃の納付の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 家賃を口座振替の方法又は自動払込みの方法によって納付しようとする者は、県営住宅家賃口座振替（自動払込み）依頼書（様式第10号の7）を指定金融機関、指定代理金融機関、<u>収納代理金融機関又は収納代理郵便官署に</u>、県営住宅家賃納入通知書等送付依頼書（様式第10号の8）を知事に、それぞれ、提出しなければならない。</p> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">県営住宅入居決定通知書 受 第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付で申込みされた県営住宅については、下記のとおり入居を決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>略</p> <p>1 入居可能日までに敷金を納付し、請書を提出すること。 なお、<u>入居可能日までに</u>請書の提出がない場合は、入居の決定を取り消す場合</p>	<p>略</p> <p>1 入居する前日までに敷金を納付し、請書を提出すること。 なお、<u>期日までに</u>請書の提出がない場合は、入居の決定を取り消す場合があり</p>

条 件
 2 公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）及び鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の規定並びにこれらに基づく指示を遵守すること。

条 件
 2 公営住宅法（昭和26年法律第193号）公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年12月鳥取県条例第49号）及び鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年12月鳥取県規則第70号）の規定並びにこれらに基づく指示を遵守すること。

様式第7号（第5条関係）

収 入
印 紙

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住 所
 氏 名 ㊟
 保証人 住 所
 氏 名 ㊟
 入居者との関係

記

県営団地 団地 号

添付書類 略

別記

1 家賃について

(1) 家賃は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）第9条の4の規定により定められた額（月額）とし、入居可能日から退居の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない家賃は、日割計算による。

(2)~(4) 略

2~8 略

様式第7号（第5条関係）

収 入
印 紙

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けします。

なお、保証人は、この請書による私の一切の債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住 所
 氏 名 ㊟
 保証人 住 所
 氏 名 ㊟
 入居者との関係

記

県営団地 団地 号

添付書類 略

別記

1 家賃について

(1) 家賃は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年12月鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）第9条の4の規定により定められた額（月額）とし、入居の日から退居の日まで毎月分を毎月末日までに知事の発行する納入通知書により納付する。ただし、1月に満たない家賃は日割計算による。

(2)~(4) 略

2~8 略

第2条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

職 氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

年 月 日

申 込 者	申込住宅				団地
	フリガナ氏名				
	現住所	郵便番号	電話番号		
	勤務先	名称 所在地	電話番号		

単身資格

- ・ 50歳以上
- ・ 身体障害者
- ・ 戦傷病者
- ・ 原爆被爆者
- ・ 生保受給者
- ・ 引揚者
- ・ ハンセン病療養所入所者等

フリガナ氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	所得の種類	年間総収入額	年間総所得金額	控 除 額							
								同扶	居養	老人扶養及び老人控除対象配偶者	特扶	定養	老年者	寡婦及び寡夫	障害者
	本人	・ ・			給与年金その他	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		・ ・			給与年金その他										
		・ ・			給与年金その他										
		・ ・			給与年金その他										
		・ ・			給与年金その他										
別居扶養者		・ ・			給与年金その他										
		・ ・			給与年金その他										

所得金額計 円 - 控除額計 円 ÷ 12 = 収入月額 円

住宅に困っている状況(該当する事項を記入してください。)

1 他の世帯と共同
2 部屋が狭い
3 住宅でない建物に居住 (建物の概要)

4	家賃が高額	(月額	円)
5	結婚後の住居がない	(婚姻の予定	年 月)
6	離婚後の住居がない		
7	立退きの要求を受けている	(理由)
8	勤務場所が遠隔地	(片道通勤時間	時間 分)
9	その他	(理由)

現在住んでいる住宅	
1	民間住宅、社宅 (所在地:) (アパート等名称:) (部屋番号:) (貸主氏名:)
2	両親等と同居
3	その他 ()

備考

- 年間総収入額等を記載することとなっている表は、入居申込者、同居親族及び別居の扶養者全員について、記入してください。
- 年の中途において、就職又は事業の経営を開始したときは、勤務先又は学校名欄に就職年月日又は事業開始年月日を記入してください。
- 次に掲げる書類を添付してください。
 - 入居申込者、同居親族等の市町村長又は税務署長の所得証明書
 - 入居申込者、同居親族等の住民票の写し(外国籍の人にあつては、外国人登録済証明書)
 - 控除額がある場合において、(1)又は(2)の書類で証明ができないときは、これを証する書類
 - 条例第4条第1号から第6号までに掲げる事由に係る申込みにあつては、当該事由に該当することを証する書類
 - その他知事が必要と認める書類
- 申込資格及び提出書類等の詳細については、「鳥取県営住宅入居申込あんない」をお読みください。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。